

## 板橋区ハートフレンド事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 本事業は、ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱（平成17年雇児発第0328006号）に基づき、情緒的な課題を有し何らかの不適応状況にある児童に対して、板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「子ども家庭総合支援センター」という。）の指導のもと、児童の福祉に理解と関心のある大学生等（以下「ハートフレンド」という。）との交流の場を設けることで、当該児童の健全な育成を支援することを目的とする。

(対象児童)

第2条 本事業の対象となる児童は、子ども家庭総合支援センターで継続して相談に応じている不適応等の課題を抱えている児童であり、板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）が、ハートフレンドの派遣を適当と認めた者とする。

(登録)

第3条 子ども家庭総合支援センター所長は、毎年度ハートフレンドとなることを希望する者（以下「候補者」という。）の募集を行う。登録要件は、社会福祉学、教育学、心理学等の専攻課程に在籍している大学生・大学院生及びそれらの課程を修めて卒業した概ね30歳未満の者で、児童福祉に理解と関心を持ち安定したパーソナリティを有し、子ども家庭総合支援センター所長が認めた者とする。

2 ハートフレンドの登録期間は年度単位とし、再登録を妨げない。

3 子ども家庭総合支援センター所長は、ハートフレンドの登録名簿を作成する。

(ハートフレンドの派遣決定)

第4条 子ども家庭総合支援センター所長は、派遣対象児童の調査、診断、判定等の結果に基づき、ハートフレンドを派遣することが適当であると判断した場合は、援助方針会議に諮ったうえで、派遣の可否決定を行う。

(ハートフレンドの活動内容等)

第5条 ハートフレンドの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の良き理解者として児童と接し、児童の自主性、社会性の伸長を援助する活動
- (2) 子ども家庭総合支援センター所長等が実施する行事等への参加
- (3) 担当している児童の状況等の子ども家庭総合支援センター所長への定期的な報告及び第7条の規定により、子ども家庭総合支援センター所長が

開催する研修及び事例研究会への出席

(秘密の保持)

第6条 ハートフレンドは、その活動により知り得た児童及び家庭に関する秘密を漏らしてはならず、派遣終了後も同様とする。

(研修等の実施)

第7条 子ども家庭総合支援センター所長は、ハートフレンドに対して、資質の向上とサポートを目的に、研修及び事例研究会を実施する。

(ハートフレンドの活動経費)

第8条 子ども家庭総合支援センター所長は、ハートフレンドの活動に対して、活動経費を支払うものとし、その額は別途子ども家庭総合支援センター所長が定めるものとする。

(登録の抹消)

第9条 子ども家庭総合支援センター所長は、ハートフレンドが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができるものとする。

- (1) ハートフレンドとしてふさわしくない行為があったと認められる場合
- (2) 業務遂行に支障があり、又は堪えられないと認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほかハートフレンドとして不適格と認められる場合

合

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。